

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	フィナンシャル・インテグリティ360法律事務所 弁護士 加藤 啓
【住所又は本店所在地】	東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル3階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年9月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	イワブチ株式会社
証券コード	5983
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（オーストラリア法人）
氏名又は名称	センジン・キャピタル・ピーティーワイ・リミテッド（SENJIN CAPITAL PTY LTD）
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000、シドニー、カッスルリー通り9-13、レベル17
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル3階 フィナンシャル・インテグリティ360法律事務所 弁護士 加藤 啓
電話番号	03-6550-8788

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジェームス・ハルス（James Halse）
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2023、ベルビューヒル
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル3階 フィナンシャル・インテグリティ360法律事務所 弁護士 加藤 啓
電話番号	03-6550-8788

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年9月5日
訂正箇所	添付書類を追完するために訂正報告書を提出しております。 大量保有報告書に記載されている事項に変更はございません。